

「第3回美容・健康食品 EXPO」出展に係るブースデザイン設営撤去業務委託

【 募 集 要 項 】

令和元年 11 月 7 日
(公財)えひめ産業振興財団

えひめ産業振興財団では、首都圏で開催される健康産業の総合展「第3回美容・健康食品 EXPO」(場所：幕張メッセ、会期：令和元年 1 月 20 日～1 月 22 日)に愛媛県ブースを出展し、愛媛県内企業の機能性表示食品等の商品を紹介します。

つきましては、愛媛県ブースのデザイン及び設営撤去の業者を募集します。
なお、選考はコンペティション形式で行います。

1 業務内容

別紙「第3回美容・健康食品 EXPO」出展に係るブースデザイン設営撤去業務委託 仕様書のとおり。

2 事業期間

契約締結の日から令和 2 年 2 月 28 日までの間。

3 委託料上限額

587,000 円 (うち消費税額、地方消費税額額 53,364 円を含む)。

4 企画提案への参加資格

本委託業務の実施に必要なブースデザインのノウハウや幅広い知識・経験等を有するもので、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加者の資格) の規定の「普通地方公共団体」を「公益財団法人えひめ産業振興財団 (以下「財団」という。)」へ読み替えた後の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の日前 6 ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 財団の役職員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (7) 財団との緊密な連絡体制が構築できること。

5 提出物及び提出期限

(1) 提出物

- ① 企画書の提出書及び申告書(様式1)
- ② 企画書 (A3 サイズ 7枚以内 5部)
 - イメージ図 (デザインしたブースの雰囲気、状況が分かるもの)
 - 展開図 (平面図 (真上からの図)、立面図 (真横からの図、真正面からの図))
 - 動線図 (展示会場及びブース内)
 - 説明文 (コンセプト、PRポイント)
 - これまでの実績 (実績リスト、デザイン事例など)
- ③ 見積書 (1部)
 - 見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
 - あて先は「公益財団法人えひめ産業振興財団 理事長 大塚岩男」とし、代表者印を押印すること。
 - 経費の内訳を記載すること。なお、経費の内訳について、資料提供を求められることがあるので、その際は遅延なく提出すること。
- ④ 会社のパンフレット等

(2) 提出期限

令和元年12月4日(水)17時15分までに、持参(土日祝日を除く平日の8:30から17:15まで)又は郵便書留にて「10 提案・問い合わせ先」へ提出すること。

6 企画提案に係る質問及び回答

質問がある場合は、令和元年11月29日(金)17時15分までに、FAX又はメールにて「10 提案・問い合わせ先」へ提出すること(様式は自由)。

なお、質問並びに質問に対する回答は公表する場合がある。

7 選考

(1) 選考方法

企画提案の内容及び見積額等を審査し、評価点数の総合得点により、総合的に最も優れた内容であると認められた事業者を委託候補者として選定する。

(2) 選考基準

選定委員会委員の評価を合計50点満点として集計し、点数の高かった業者を選定する。評価項目は以下のとおり。

- ① デザイン 20点
 - 統一されたデザインとなっているか。
 - 出展企業の製品、技術が来場者に伝わるデザインとなっているか。
- ② 動線 10点
 - 来場者がブース内を見て回りやすいレイアウトとなっているか。
- ③ コンセプト 10点
 - 趣旨と合致するコンセプトとなっているか。

④ 実績 10点

これまでどのような実績があるか。

(3) 選考結果

選考結果については、参加事業者全てに書面により後日通知する。ただし、審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申立ては認めない。

(4) その他選考に係る留意事項

- ① 次に該当する場合は企画提案書等の提出を無効とする。
 - 企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。
 - 参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
 - 見積書の金額が、委託料上限額を超える場合。
 - 1事業者につき2案以上の提案をした場合。
 - 必要書類を提出期限内に提出できない場合
- ② 提出後の企画提案書等については、記載内容等の変更は認めない。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 企画提案書等の作成及び提出に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

8 契約

選定された委託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。したがって、協議の過程で提案内容が一部変更になる場合がある。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

9 委託費の支払条件

精算払いとする。

10 提案・問い合わせ先

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

産業振興部 産学官連携推進課

担 当：逢阪、坂本

電 話：089-960-1294

F A X：089-960-1105

E-mail：ohsaka@ehime-iinet.or.jp

(様式1)

「第3回美容・健康食品 EXPO」出展に係るブースデザイン設営撤去業務委託に係る
企画書の提出書及び申告書

令和 年 月 日

公益財団法人えひめ産業振興財団理事長 様

住 所
事業者名
(称号又は名称)
代 表 者 印
電 話

「第3回美容・健康食品 EXPO」出展に係るブースデザイン設営撤去業務委託にかかる企画書を別添のとおり提出します。

また、「第3回美容・健康食品 EXPO」出展に係るブースデザイン設営撤去業務委託の応募者に必要な資格について、下記のとおり申告します。

記

- (1) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札参加者の資格)の規定の「普通地方公共団体」を「公益財団法人えひめ産業振興財団」へ読み替え後の規程に該当する者ではありません。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者ではありません。
- (3) 企画提案書の提出期限の日前6ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者ではありません。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではありません。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではありません。
- (6) 財団の役職員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人ではありません。
- (7) 財団との緊密な連絡体制が構築できる者です。

以上